

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年1月6日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

福祉避難所（母子）協定施設との連携強化に向けた図上訓練等支援業務委託

(2) 業務内容

- ①会議体の企画・運営支援
- ②図上訓練・勉強会の企画・運営支援
- ③マニュアル等の改善、作成

詳細は説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月10日～令和3年3月31日

2 参加資格

福祉避難所（母子）運営事業の実施について意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと
また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 世田谷区または他自治体において、避難所運営に伴う訓練支援の受託実績があること
- (6) 妊産婦及び乳児等の災害時要配慮者支援に関する専門的知識を有すること
- (7) 下記の事項を熟知していること
 - ・世田谷区地域防災計画
 - ・世田谷区避難所運営マニュアル
 - ・世田谷区及び関係する防災関係機関等の組織体制
 - ・世田谷区の地理的特徴
 - ・国や都の福祉避難所に関するガイドライン等

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 福祉避難所運営や災害時における妊産婦・乳児支援に関する課題認識等のレベル
- (2) 企画提案内容の的確性・実現可能性
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連携体制等）
- (4) 本業務に類似する事業の実績
- (5) 委託経費の見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号（第2庁舎2階21番窓口）

世田谷区子ども・若者部子ども育成推進課管理係

電話：03-5432-2253 ファクシミリ：03-5432-3016

E-mail：SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年1月6日（月）から令和2年1月20日（月）まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧／方法：区ホームページからのダウンロードによる

([世田谷区トップページ](#)→[事業者の方へ](#)→[各種申請・契約・入札](#))

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年1月20日（月）15時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ／方法：持参または郵送（郵送は書留郵便に限る。）

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和2年2月7日（金）15時まで必着

方法：上記（1）担当部課あて電子メールによる

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年2月21日（金）15時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ／方法：持参に限る

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金は免除する

(3) 契約にあたっては、契約書を作成する

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、随意契約により締結する予定無し

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

世田谷区子ども・若者部子ども育成推進課管理係（第2庁舎2階21番窓口）

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる

(7) 詳細は説明書による